

平成30年度利用者負担額（教育認定（1号認定））についてのお知らせ
【認定こども園（教育認定）、私立幼稚園（新制度移行）、市立幼稚園】

1 利用者負担額の決定方法

- ・ 利用者負担額は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。
 - ・ 平成30年4月分～8月分の利用者負担額は平成29年度分市町村民税額、9月分～翌年3月分の利用者負担額は平成30年度分市町村民税額に基づいて決定します。
 - ・ 平成29年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、平成29年度分市町村民税額が確認できる書類、平成30年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、平成30年度分市町村民税額が確認できる書類の提出が必要です。
 - ・ 祖父母等と同居している世帯で、次の①と②の両方に該当する場合は祖父母等が「主に家計を維持している」ものとして祖父母等の市町村民税額を基に、利用者負担額を決定します。
平成30年4月分～8月分の利用者負担額の場合（9月分～翌年3月分の利用者負担額の場合は、1年新しいものに切り替わります。）
 - ① 父母の平成29年度分市町村民税が非課税かつ父母の平成28年中収入の合算額が、100万円未満であること。
 - ② 同居の祖父母等の平成29年度分市町村民税が課税されていること。
- ※ この基準に該当する祖父母等の住民票と父母の住民票が別々であっても、同居し、生計が同一であると認められる場合は、祖父母等を算定対象者とします。
- ・ 利用者負担額の支払先は利用する施設によって異なりますが、利用者負担額の決定方法は同じです。

2 利用者負担額の支払先

私立認定こども園（教育認定。以下同じ。）、私立幼稚園の場合は、施設が支払先となります。市立認定こども園（教育認定。以下同じ。）、市立幼稚園は広島市が支払先となります。

3 利用者負担額の切替手続きについて

「1 利用者負担額の決定方法」のとおり、平成30年9月分～翌年3月分の利用者負担額は平成30年度分市町村民税額に基づいて決定します。平成30年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、広島市以外で市町村民税が課税されますので、平成30年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（※）」等）の提出が必要です。

※ 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税納税通知書」又は「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」等の提出が必要です。

4 利用者負担額について

平成30年度利用者負担額は次のとおりです。

私立認定こども園及び私立幼稚園

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額月額
A	生活保護法による被保護世帯	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0
C 1	均等割額のみ	3,000
C 2	所得割合算額が 39,601 円未満	3,230
C 3	39,601 円以上 44,101 円未満	3,690
C 4	44,101 円以上 48,601 円未満	4,440
C 5	48,601 円以上 54,001 円未満	5,200
C 6	54,001 円以上 59,001 円未満	6,260
C 7	59,001 円以上 64,001 円未満	7,650
C 8	64,001 円以上 77,101 円未満	7,830
C 9	77,101 円以上 79,001 円未満	16,750
C 10	79,001 円以上 211,201 円未満	16,900
C 11	211,201 円以上 270,901 円未満	21,300
C 12	270,901 円以上	22,100

市立認定こども園及び市立幼稚園

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額月額
A	生活保護法による被保護世帯	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0
C 1	均等割額のみ	3,000
C 2	所得割合算額が 39,601 円未満	3,230
C 3	39,601 円以上 44,101 円未満	3,690
C 4	44,101 円以上 48,601 円未満	4,440
C 5	48,601 円以上 54,001 円未満	5,200
C 6	54,001 円以上 77,101 円未満	5,510
C 7	77,101 円以上	8,800

※1 利用者負担額の算定の基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除をする前の税額です。

※2 個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、1年度前の市町村民税額をもって当該世帯の階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して市長又は福祉事務所長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき利用者負担額を遡って変更（平成29年度市町村民税額の場合は4月まで、平成30年度市町村民税額の場合は9月まで遡ります。）し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくこととなります（私立認定こども園、私立幼稚園の場合、利用者負担額の変更による差額の還付及び納付については、施設にお問合せください）。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

※3 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の合計所得割額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

※4 C1～C8階層（市立認定こども園及び市立幼稚園の場合はC6階層。以下同じ。）に該当する世帯（所得割額が77,101円未満の世帯に限ります）で、次のいずれかに該当する場合、C1階層については0円、C2～C8階層については次表に掲げる額とします。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

私立認定こども園及び私立幼稚園

階層区分	利用者負担額月額
C2階層	820円
C3階層	970円
C4階層	1,210円
C5階層	1,450円
C6階層	1,780円
C7階層	2,220円
C8階層	2,280円

市立認定こども園及び市立幼稚園

階層区分	利用者負担額月額
C2階層	820円
C3階層	970円
C4階層	1,210円
C5階層	1,450円
C6階層	1,540円

※5 平成30年9月分保育料から、未婚のひとり親（※）の世帯を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。婚姻歴のないひとり親世帯は、利用者負担額が軽減される場合がありますので、該当の方は、各区保健福祉課（東区については福祉課）へ御相談ください。

※未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母（父）となり、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない方のことをいいます。

※6 広島市を含む政令指定都市では、平成30年度分から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、平成30年9月分以降の利用者負担額については、変更前の税率（6%）で階層区分を認定します。税率変更による利用者負担額への影響はありません。

5 利用者負担額の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園したお子さんの入園月又は退園月の利用

者負担額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割り計算しません。

- (1) 月の初日が教育を提供しない日の月に、その教育を提供しない日の翌日に入園するとき
- (2) 月の末日が教育を提供しない日の月に、その教育を提供しない日の前日に退園するとき

6 多子軽減について

小学校3年生までの範囲内にお子さんが2人以上いる場合の利用者負担額は、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子と数え、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります（C1階層の第2子は無料となります）。

※多子軽減の算定対象となる小学校就学前のお子さんは、次の施設又は事業を利用している場合です。

保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童

軽減を受けるためには、幼稚園等に在籍証明書の提出が必要です（小学校、保育園、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の場合は、在籍証明書の提出は不要です）。なお、在籍証明書は毎年度提出が必要です。

7 平成28年度からの利用者負担額軽減拡大について

平成28年度から国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯について、利用者負担額の負担軽減措置を行っています。

【変更点】

① 多子世帯の利用者負担額軽減の拡大（第1子の年齢上限撤廃）

世帯の市町村民税所得割合算額（以下「所得割合算額」といいます。）が77,101円未満（「4 利用者負担額について」の※1及び※3の規定による額です。）で、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます）がいる場合、第1子の年齢に関わらず、第2子の利用者負担額が半額、第3子以降の利用者負担額が無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、私立認定こども園及び私立幼稚園の場合は、利用者負担額階層区分がC1～C8となっている世帯、市立認定こども園及び市立幼稚園の場合は、利用者負担額階層区分がC1～C6となっている世帯です。

平成27年度までは、「6 多子軽減について」のとおり、小学校3年生までのお子さんがいる場合に限り利用者負担額の軽減を行っていましたが、所得割合算額が77,101円未満であれば、生計を同一にするきょうだい等がいる場合、年齢制限を撤廃し、最年長のきょうだい等から1人目と数えることとなりました。

なお、そのきょうだい等と別居していても、就学、療養等の都合上別居し、余暇には起居を共にすることを常例としている場合、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を同一にする」ものとします。

② ひとり親世帯等の利用者負担額軽減の拡充

ひとり親世帯等で所得割合算額が77,101円未満「4 利用者負担額について」の※1及び※3の規定による額です。）の場合、最年長のきょうだい等から数えて第2子以降の利用者負担額が無

料となります。

対象となる可能性がある世帯は、「4 利用者負担額について」の※4にある(1)～(4)に該当する世帯で、私立認定こども園及び私立幼稚園の場合は、利用者負担額階層区分がC1～C8となっている世帯、市立認定こども園及び市立幼稚園の場合は、利用者負担額階層区分がC1～C6となっている世帯です。

なお、上記①及び②に該当しなくなった場合は、利用者負担額の負担軽減措置が適用されなくなり、遡って利用者負担額をお支払いいただくこともあるため、お早めに区保健福祉課（東区については福祉課、市立幼稚園の場合は各幼稚園）へ御相談ください。

また、「3 利用者負担額の切替手続きについて」にあるように、9月分利用者負担額からは平成30年度分市町村民税額に基づいて決定するため、4月分～8月分の利用者負担額は上記①及び②の対象となっても、9月分利用者負担額からは対象とならないことがあります(4月分～8月分の利用者負担額が対象でなくても、9月分利用者負担額から対象となることもあります)。

【参考】

上記①の例

	平成27年度まで	平成28年度から
第1子：高校1年生（16歳）	小学校4年生以上の子どもは多子軽減のカウントに含めない。	第1子としてカウント
第2子：小学校2年生（7歳）	第1子としてカウント	第2子としてカウント
第3子：年長（5歳）	第2子として利用者負担額半額	第3子として利用者負担額無料
第4子：年少（3歳）	第3子として利用者負担額無料	第4子として利用者負担額無料

※所得割合算額が77,101円以上の場合は、平成27年度までと同様に利用者負担額を算定します。

上記②の例1

	平成27年度まで	平成28年度	平成29年度から
第1子：年長（5歳）	第1子として利用者負担額全額	第1子として利用者負担額半額	第1子として「4 利用者負担額について」の※4に掲げる表の額
第2子：年少（3歳）	第2子として利用者負担額半額	第2子として利用者負担額無料	第2子として利用者負担額無料

※所得割合算額が77,101円以上の場合は、平成27年度までと同様に利用者負担額を算定します。

上記②の例2

	平成27年度まで	平成28年度から
第1子：小学校2年生（7歳）	第1子としてカウント	第1子としてカウント
第2子：年長（5歳）	第2子として利用者負担額半額	第2子として利用者負担額無料
第3子：年少（3歳）	第3子として利用者負担額無料	第3子として利用者負担額無料

※所得割合算額が77,101円以上の場合は、平成27年度までと同様に利用者負担額を算定します。

8 利用者負担額の変更について

「6 多子軽減について」や「7 平成28年度からの利用者負担額軽減拡大」以外に、次のよ

うな場合には、利用者負担額を変更できることもありますので、このような場合は、お早めに区保健福祉課（東区については福祉課、市立幼稚園の場合は各幼稚園）に御相談ください。

- ① 保護者のみなさまの家庭状況（世帯構成）に変更があった場合、長期間にわたって事実上のひとり親世帯である場合。
- ② 同居の祖父母等の市町村民税額で利用者負担額を決定している世帯で、父母の現在の収入額が年額で100万円以上になることが見込まれる場合。
- ③ 幼稚園等に入園しているお子さんとは別に、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだいが保育園以外の児童福祉施設、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）、障害児入所支援を利用されている場合。

9 利用者負担額の納付について

保護者のみなさまに負担していただく利用者負担額は、教材費、幼稚園教諭職員等の人件費、光熱水費などの施設の運営の経費の一部に充てられ、大変重要な財源の一つとなっています。

このことについて十分御理解をいただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

10 問合せ先

認定こども園（教育認定）、私立幼稚園の場合

中区保健福祉課	TEL (082) 504-2569	安佐南区保健福祉課	TEL (082) 831-4945
	FAX (082) 504-2175		FAX (082) 870-2255
東区福祉課	TEL (082) 568-7733	安佐北区保健福祉課	TEL (082) 819-0605
	FAX (082) 568-7781		FAX (082) 819-0602
南区保健福祉課	TEL (082) 250-4131	安芸区保健福祉課	TEL (082) 821-2813
	FAX (082) 254-9184		FAX (082) 821-2832
西区保健福祉課	TEL (082) 294-6342	佐伯区保健福祉課	TEL (082) 943-9732
	FAX (082) 294-6311		FAX (082) 923-1611

市立幼稚園の場合

教育委員会学事課 TEL (082) 504-2469 FAX (082) 504-2328

各幼稚園（電話番号は幼稚園等一覧を参照）

11 幼稚園等一覧（新制度に移行している幼稚園等）

区	施設名	種類	所在地	電話番号
中	基町幼稚園	市立幼稚園	基町20-3	228-3888
	流川こども園	私立認定こども園	上幟町8-30	221-5493
	栄光こども園	私立認定こども園	江波西二丁目32-1	231-3468
	順正寺こども園	私立認定こども園	吉島新町一丁目17-7	241-7062
東	福木幼稚園	市立幼稚園	馬木九丁目1-3	899-2153
	温品幼稚園	市立幼稚園	温品七丁目8-4	289-3758

	矢賀幼稚園	市立幼稚園	矢賀二丁目10-5	282-8483
	広島光明学園	私立認定こども園	牛田本町五丁目1-2	228-5595
	牛田新町光明保育園	私立認定こども園	牛田新町三丁目20-15	222-3911
	二葉学園	私立認定こども園	二葉の里二丁目6-25	262-0027
	中山いづみこども園	私立認定こども園	中山南一丁目5-36	289-8800
	的場幼稚園	私立幼稚園	山根町5-8	261-1802
南	こうわ認定こども園	私立認定こども園	堀越一丁目8-24	890-2226
	認定こども園安芸幼稚園	私立認定こども園	比治山本町12-60	251-0451
	認定こども園青葉幼稚園	私立認定こども園	堀越三丁目13-50	281-2497
西	せいふう認定こども園	私立認定こども園	南観音七丁目14-2	231-1883
	認定こども園法輪保育園	私立認定こども園	観音新町一丁目4-19	232-8878
	認定こども園ロータスプリスクール大芝	私立認定こども園	大芝二丁目1-3	509-1023
	己斐みどり幼稚園	私立幼稚園	己斐中一丁目8-44	271-0328
	聖モニカ幼稚園	私立幼稚園	井口鈴が台三丁目17-21	278-3453
安佐南	八木幼稚園	市立幼稚園	八木九丁目17-2	873-4605
	上緑井幼稚園	市立幼稚園	緑井八丁目3-29	879-6311
	緑井幼稚園	市立幼稚園	緑井四丁目31-2	879-6590
	川内幼稚園	市立幼稚園	川内五丁目40-2	879-6751
	中筋幼稚園	市立幼稚園	中筋三丁目31-21	879-1349
	大町幼稚園	市立幼稚園	大町西二丁目26-1	877-8026
	安幼稚園	市立幼稚園	上安二丁目26-18	878-8500
	安西幼稚園	市立幼稚園	高取南二丁目17-1	872-2624
	山本幼稚園	市立幼稚園	山本四丁目12-4	874-3570
	長束幼稚園	市立幼稚園	長束二丁目5-37	238-3460
	サムエル広島こどもの園	私立認定こども園	上安五丁目7-3	878-8877
	サムエル未来こどもの園	私立認定こども園	大塚西二丁目4-13	849-6161
	サムエル信愛こどもの園	私立認定こども園	毘沙門台二丁目38-14	879-8877
	アソカこども園	私立認定こども園	伴東八丁目32-10	225-8601
	認定こども園ほうりん安幼稚園	私立認定こども園	相田四丁目8-22	878-2112
	認定こども園めばえ幼稚舎	私立認定こども園	大町東三丁目18-15	830-6800
	認定こども園ほうりんこころ保育園	私立認定こども園	伴南一丁目5-6	830-1818
	認定こども園ブーフーウー	私立認定こども園	西原七丁目5-20	874-9922
安佐北	落合東幼稚園	市立幼稚園	落合四丁目14-1	842-6296
	落合幼稚園	市立幼稚園	落合南二丁目13-2	842-7831
	広島高陽学園	私立認定こども園	深川八丁目36-13	842-1771
	すいこう認定こども園	私立認定こども園	口田五丁目17-19	842-2700
	虹山なないろこども園	私立認定こども園	亀山南四丁目11-20	815-6655

	はすがおか認定こども園	私立認定こども園	口田二丁目 1 - 2	843-6388
	河戸こども園	私立認定こども園	亀山二丁目 2 1 - 1 5	814-4106
	白木いづみこども園	私立認定こども園	白木町大字小越 1 7 - 8	828-0473
	可部ふたば幼稚園	私立幼稚園	可部南三丁目 1 6 - 2 7	815-2772
安芸	阿戸認定こども園	市立認定こども園	阿戸町 2 6 2 2	856-0757
	瀬野幼稚園	市立幼稚園	瀬野一丁目 3 5 - 1	894-0994
	船越幼稚園	市立幼稚園	船越五丁目 2 2 - 4 1	823-0064
	矢野幼稚園	市立幼稚園	矢野西六丁目 1 2 - 2	889-3127
	矢野みどり幼稚園	私立幼稚園	矢野南四丁目 4 - 1 9	889-1660
佐伯	認定こども園五日市乳児保育園	私立認定こども園	五日市中央二丁目 3 - 4 5	922-2244
	サムエル美鈴が丘こどもの園	私立認定こども園	美鈴が丘東三丁目 1 9 - 1	928-4123
	サムエル薬師が丘こどもの園	私立認定こども園	薬師が丘二丁目 1 0 - 1	928-1414
	五月が丘認定こども園	私立認定こども園	五月が丘三丁目 2 5 - 1 0	941-2960

【参考】

利用者負担額階層区分については、市町村民税の納税通知書に記載されている市町村民税額を御確認ください。

なお、給与所得者と事業をされている方のそれぞれで市町村民税の納付方法が異なり（特別徴収、普通徴収）、市町村民税の通知書の様式も異なります（通知書の様式は、市町村ごとに異なります）。
納税通知書の見方は、次のとおりです。

① 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

主に給与所得者の方の例

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）																	
所得	給与収入 主たる給与 配当金 不動産所得 雑所得 総所得③																
所得控除	<p>税額控除前所得割額④－※税額控除額⑤（例えば 1,500 円） ＝利用者負担額算定の基となる市町村民税の所得割額です。</p> <p>所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、 均等割額⑦(市町村民税)に基づいて利用者負担額を算定します。</p>																
額	<table border="1"> <tr><td>税額控除前所得割額④</td></tr> <tr><td>税額控除額⑤</td></tr> <tr><td>所得割額⑥</td></tr> <tr><td>均等割額⑦</td></tr> <tr><td>税額控除前所得割額④</td></tr> <tr><td>税額控除額⑤</td></tr> <tr><td>所得割額⑥</td></tr> <tr><td>均等割額⑦</td></tr> <tr><td>特別徴収税額⑧</td></tr> <tr><td>控除不足額⑨</td></tr> <tr><td>既充当額⑩</td></tr> <tr><td>既納付額⑪</td></tr> <tr><td>差引納付額(⑧-⑩-⑪)</td></tr> <tr><td>変更前税額⑫</td></tr> <tr><td>増減額(⑧-⑫)</td></tr> <tr><td>変更月</td></tr> </table>	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額(⑧-⑩-⑪)	変更前税額⑫	増減額(⑧-⑫)	変更月
税額控除前所得割額④																	
税額控除額⑤																	
所得割額⑥																	
均等割額⑦																	
税額控除前所得割額④																	
税額控除額⑤																	
所得割額⑥																	
均等割額⑦																	
特別徴収税額⑧																	
控除不足額⑨																	
既充当額⑩																	
既納付額⑪																	
差引納付額(⑧-⑩-⑪)																	
変更前税額⑫																	
増減額(⑧-⑫)																	
変更月																	


見本

- ※1 税額控除額⑤に含まれる調整控除額の算出方法は、決定通知書の裏面を御確認ください。
- ※2 税額控除額⑤には調整控除額以外に、住宅借入金等特別控除等の税額控除が含まれています。
利用者負担額算定にあたり、税額控除前所得割額④から差引くものは、調整控除額のみです。
- ※3 利用者負担額は市町村民税額を基に算定します。県民税額は含みません。
- ※4 平成30年度分の市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式により算出した額に、8分の6を乗じて得た額が、平成30年9月分～翌年3月分の利用者負担額算定の基となる市民税の所得割額の目安となります（後述の②も同様です）。

② 市民税・県民税納税通知書

主に事業をなさっている方の例（申告をして納税通知書により税金を納めている方）

複写 複写 複写 複写

広島市長 

通知書番号

賦課決定理由

年 税 額	①	円
給与からの特別徴収税額	②	円
年金からの特別徴収税額	③	円
普通徴収税額	④ = ① - ② - ③	円
充 当 額	⑤	円
充 当 後 納 付 額	⑥ = ④ - ⑤	円

◎ 問合せ先については、裏面を御覧ください。

普通徴収税額の内訳

期 別	第 1 期 (6 月)	第 2 期 (8 月)	第 3 期 (10 月)	第 4 期 (12 月)
納 期 限	平成30年 7 月 2 日	平成30年 8 月 31 日	平成30年 10 月 31 日	平成31年 1 月 4 日
普通徴収税額	円	円	円	円
充 当 額	円	円	円	円
充 当 後 納 付 額	円	円	円	円

年金からの特別徴収税額の内訳（公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月）

徴 収 月	平成30年 4 月	平成30年 6 月	平成30年 8 月	徴 収 月	平成30年 10 月	平成30年 12 月	平成31年 2 月
仮特別徴収税額	円	円	円	特別徴収税額	円	円	円

徴 収 月

仮特別徴収税額 円 円 円

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類

支払者の名称

支払者の法人番号

市民税・県民税の課税の明細

※市民税と県民税の合計税額は、税額控除（税率の移し替え）による変更は生じません。

所得金額	所得控除額	課税標準額及び算出所得割額	額	市民税	県民税
		算出所得割額① - 調整控除額 - 調整税額	千円	円	円
		= 利用者負担額算定の基となる市町村民税の所得割額です。	千円	円	円
		生命保険料控除	千円	円	円
		地震保険料控除	千円	円	円
		障害者控除	千円	円	円
		寡婦(夫)控除	千円	円	円
		勤労学生控除	千円	円	円
		配偶者控除	千円	円	円
		配偶者特別控除	千円	円	円
		税額控除額	千円	円	円
		調整控除額	千円	円	円
		寄附金税額控除額	千円	円	円
		税額控除合計②	千円	円	円
		税額の算出	千円	円	円
		差引所得割額① - ② = ③	千円	円	円
		均等割額④	千円	円	円
		年 税 額 ③ + ④ = ⑤	千円	円	円

※利用者負担額は市町村民税額を基に算定します。県民税額は含みません。